(三)　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合における登録拒否事由として、国内拠点を有しない者等を加えることとした。（第二九条の四第一項第四号ロ・ハ関係）

(四)　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業若しくは投資運用業を行おうとする場合又は登録金融機関業務を行おうとする場合における登録拒否事由として、金融商品取引業協会に加入しない者であって、協会規則等に準ずる内容の社内規則の作成等をしていない者を加えることとした。（第二九条の四第一項第四号ニ及び第三三条の五第一項第四号関係）

(五)　第二種金融商品取引業者等が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱い等を行うことを禁止することとした。（第四〇条の三の二関係）

4　事業年度規制の見直し

第一種金融商品取引業者の事業年度について、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年を経過する日までとすることとした。（第四六条関係）

5　取扱有価証券の範囲の見直し

認可協会の規則において流通性が制限されていると認められる非上場有価証券を取扱有価証券から除外することとした。（第六七条の一八関係）

6　金融商品取引所の業務の追加

金融商品取引所が内閣総理大臣の認可を受けて行うことができる業務に、金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番号を指定する業務を追加することとした。（第八七条の二関係）

7　金融指標に係る規制の枠組みの整備

(一)　特定金融指標算出者に対する指定制の導入

(1)　内閣総理大臣は、金融指標であって、その信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを「特定金融指標」として定めることとした。（第二条第四〇項関係）

(2)　内閣総理大臣は、特定金融指標算出業務を行う者のその業務の適正な遂行を確保することが公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、当該者を「特定金融指標算出者」として指定することができることとした。併せて、当該指定を受けた特定金融指標算出者に対する通知や書類の提出義務等について所要の規定を整備することとした。（第一五六条の八五及び第一五六条の八六関係）

(3)　特定金融指標算出者は、特定金融指標算出業務に係る業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととし、認可を受けた後は、当該業務規程の定めるところによりその業務を行わなければならないこととした。（第一五六条の八七関係）

(4)　特定金融指標算出者は、特定金融指標算出業務の休止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならないこととした。（第一五六条の八八関係）

(5)　特定金融指標算出者に対する報告徴取・立入検査、改善命令、停止命令及び業務移転の勧告等の監督に関する所要の規定を整備することとした。（第一五六条の八八～第一五六条の九一関係）

(二)　金融商品取引業者等による不正な算出基礎情報の提供の禁止

金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、自己又は第三者の利益を図る目的をもって、特定金融指標算出者に対し、正当な根拠を有しない算出基礎情報を提供する行為をしてはならないこととした。（第三八条関係）

8　新規上場に伴う規制の見直し

内部統制報告書に対する監査を免除する場合として、上場有価証券の発行者に該当することとなった日から三年を経過する日までの間に内部統制報告書を提出する場合を追加することとした。（第一九三条の二第二項関係）

9　無体財産の没収手続の整備

不公正取引（内部者取引、相場操縦等）又は損失補塡により犯人等が取得した財産の没収手続について、没収の対象が無体財産である場合の規定を整備することとした。（第二〇九条の二～第二〇九条の七関係）

10　金融商品取引業者等に対する規制の見直し及び事業年度規制の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第三条、附則第三条関係）

11　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、不動産特定共同事業法、保険業法、農林中央金庫法、信託業法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部改正（第三条～第一八条関係）

金融商品取引法の無体財産の没収手続の整備等に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇保険業法等の一部を改正する法律（法律第四五号）（金融庁）

一　保険業法の一部改正関係

1　運用報告書の電磁的な提供方法の多様化

保険会社は、運用実績連動型保険契約に基づいて運用する財産について作成する運用報告書について、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができることとした。（第一〇〇条の五第二項関係）

2　保険会社の子会社に関する業務範囲規制の特例

子会社に関する業務範囲規制を適用しない場合として、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている外国の銀行等を保険会社が子会社とする場合を加えることとした。ただし、当該保険会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となった日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととした。（第一〇六条第四項～第六項関係）

3　保険契約の移転に係る通知の特例

保険契約の移転を行う場合であって、移転対象契約者等の保護に欠けるおそれがないときには、保険契約の移転に係る事前通知及び保険契約の移転後三月以内に行う通知について、当該通知をすることを要しないこととした。（第一三七条第一項及び第一四〇条第二項関係）

4　保険募集及び保険販売に関する規制の導入

(一)　保険会社又は保険募集人等は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、保険契約の締結等に関し保険契約者等の保護に資するため、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならないこととした。（第二九四条関係）

(二)　保険会社又は保険募集人等は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案等を行わなければならないこととした。（第二九四条の二関係）

5　保険募集人等への体制整備義務等の導入

(一)　保険募集人等は、重要事項説明、顧客情報の適正な取扱い、委託先管理を含めた業務の適切な運営を確保するための体制整備を講じなければならないこととした。（第二九四条の三関係）

(二)　規模が大きい特定保険募集人は、その業務に関する帳簿書類を作成、保存するとともに、また、毎事業年度経過後三月以内に事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととした。（第三〇三条及び第三〇四条関係）

(三)　内閣総理大臣は、この法律の施行に特に必要な限度において、特定保険募集人等から業務の委託を受けた者等に対し、その業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命じることができることとしたほか、職員にその施設に立ち入らせ、質問させ、又は物件を検査させることができることとした。（第三〇五条関係）